

船橋市職員の懲戒処分等の公表に関する基準

市長は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき職員の懲戒処分等を行った場合は、下記により、その概要を公表する。

第1 公表の目的

公務員による不祥事件が跡を絶たない現状を踏まえ、懲戒処分等（以下「処分等」という。）を積極的に公表することにより、職員の公務員としての自覚を促すとともに事件の発生を防止し、綱紀の保持及び服務規律の確保について徹底を図ることを目的とする。

第2 公表する事案

公表する事案については、第4に掲げる場合を除き、原則として次に掲げるものとする。

- ① 地方公務員法に基づく懲戒処分
- ② 地方公務員法に基づく、刑事事件に関し起訴された場合の休職処分
- ③ その他社会的影響等を勘案し、公表する必要があるもの

第3 公表する内容

処分等を受けた職員の所属する部局名、役職段階（課長級、係員など）、年齢及び処分等年月日、処分等内容及び処分等に至った事実の概要については、原則として公表する。

なお、処分等を受けた職員の氏名、所属する課名及び職名は、収賄事件、詐欺又は横領事件など非行内容が重大であり、警察等で当該職員の氏名、所属する課名及び職名が公にされるなど、社会に及ぼす影響が著しく大きい事案については、公表することができる。

第4 公表の例外

第2及び第3について、被害者等が事件を公表しないよう求めている場合又は被害者等のプライバシーその他の権利利益を保護する必要がある場合などが、公表しないことが適当と考えられる場合は、事案又はその内容の一部を公表しないことができる。

第5 公表の時期及び方法

- ① 処分等を行った後、原則として速やかに公表する。
- ② 公表は、船橋市議会及び船橋市記者クラブへの発表又は資料提供並びに市ホームページへの掲載等により行う。

第6 実施時期

平成13年11月21日以降に行う処分等について実施する。

附 則

この基準は、平成13年11月21日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。